

松山市墓地等の経営の許可等に関する条例（案）の概要

【条例名】

松山市墓地等の経営の許可等に関する条例

【条例制定の背景】

本市では、平成 12 年に墓地等の経営の許可等に係る権限が愛媛県から移譲されたことに伴い「松山市墓地、埋葬等に関する法律施行細則」を、平成 20 年には「松山市墓地等の許可申請の手続きを定める要綱」を制定し、墓地等の許可に関する事務を行っています。

しかし、近年、他資本の協力を得て宗教法人の本来の活動を越えた規模の納骨堂計画、いわゆる「名義貸し」が疑われる相談や不特定多数を対象とした大型の事業型納骨堂の経営に関する相談も増えています。

また、他都市では、宗教法人が過大な納骨堂を設置したことで、経営が破綻した事例や、「名義貸し」を行って許可を受けていたことが判明し、許可を取り消された事例もあります。

そのため、このような問題事例を未然に防ぐため、墓地等の永続的な経営が可能であるか、名義貸しが行われていないかなどを厳格に審査することが求められていることから、本市の実情に合わせた新たな条例を制定します。

なお、条例は、令和 4 年 1 月 7 日から同年 2 月 7 日まで市民意見公募手続を実施し令和 4 年 3 月松山市議会第 2 回定例会に議案として提出しましたが、継続審査の議決を経て廃案となりました。この結果を受け、改めて条例案を検討し、同定例会の市民福祉委員の意見や、議案提出後の市民からの意見などを参考に見直します。

【条例の主な内容】

- ・ 条例の目的を定めます。
- ・ 墓地等を経営しようとする者の条件を定めます。
- ・ 墓地等の経営許可を受ける際の設置場所や構造設備の基準を定めます。
- ・ 墓地等の経営許可に関して事前協議の手続を定めます。
- ・ 標識の設置、説明会及び協議等、協議者の義務を定めます。
- ・ 墓地等の経営許可の申請手続を定めます。
- ・ 墓地等の変更許可及び廃止許可の申請手続を定めます。
- ・ 墓地等の経営者の責務を定めます。
- ・ 遵守すべき事項に違反した場合等の市の権限を定めます。
- ・ 条例の施行年月日を定めます。
- ・ 条例施行に際し、経過措置を定めます。